

として取り扱うものとする。

(少額貨物についての原産地の認定等)

8の2—4の2 令第27条第1項第2号、第3号及び第2項に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) 令第27条第1項第2号に規定する「課税価格の総額」とは、1の輸入申告等(特例申告を含む。以下この項において同じ。)又は関税法第76条第3項の規定による1の提示に係る特惠関税等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1の輸入申告等とは1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品(蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。)に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には1の輸入申告等が行われたものとして(ただし、1仕入書による輸入物品を分割した2以上の輸入申告等であって、並存する相異なる種類の税率(例えば、特惠税率と関税法基本通達3—2(2)に規定するEPA税率)の適用を各々に求めるものを行った場合には、当該並存する相異なる種類の税率のうちのいずれか一つを適用する1の輸入申告等が行われたものとして)処理するものとし、同項の提示についてもこれに準ずる。
- (2) 令第27条第1項第3号に規定する「特惠受益国原産品であることを確認するために原産地証明書の提出の必要があると税関長が認めるもの」とは、関税法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告において、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合をいう。
- (3) 令第27条第2項に規定する「物品の種類、商標等」とは、当該物品の種類、性質、形状又はそれに付された商標、生産国名、製造者名等をいい、「その他の書面」とは、郵便に関する条約に基づく税関票符(グリーン・ラベル)をいい、「その他の書類」とは、メーカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、船荷証券、保険証券、船積案内状、カタログ等の書類をいい、これらの書類の写しを含むものとする。

(「やむを得ない特別の事由」の意義)

8の2—5 令第27条第4項《原産地証明書の有効性》に規定する「税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合」の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) 「特別の事由」とは、次の場合をいう。
 - イ 輸出国における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、原産地証明書の発給申請を輸出時までに行うことができなかつた場合
 - ロ 令別表第1の改正により特惠受益国が追加指定された場合で、指定後